故郷を・普通の生活を返せ！こどもの未来を奪うな！

群馬弁護団ニュース NO32

弁護団HP　原子力損害賠償群馬弁護団　検索　クリック

【発行】原子力損害賠償群馬弁護団（団長）鈴木克昌
【連絡先】〒371-0844
前橋市古市町１－５０－１吉野屋ビル３０３
新前橋法律事務所内
[TEL] 027-251-7871　[FAX] 027-251-7989

１０月２日／控訴審第３回口頭弁論開催

◆新裁判長は、足立　哲裁判官（前新潟地裁所長）

次回12月13日は、国側申請の今村文彦教授の証人尋問

控訴審の最大の山場！皆さんのご支援をお願いします

東京高裁（高裁HPより）

第3回口頭弁論の内容、報告集会について猪俣有未弁護士からの報告です

１　はじめに

猪俣弁護士

１０月２日，東京高裁で開かれた控訴審第３回口頭弁論期日に出廷いたしましたので，当日の様子についてレポートいたします。

２　控訴審第３回口頭弁論期日

今回の期日では，裁判長が甲斐哲彦裁判官から足立哲裁判官に交代したため，これまでの弁論の結果を陳述する弁論の更新となりました。原告側からは原告の代表と弁護団事務局次長の長谷川亮輔弁護士が，被告側からは国の代理人が，それぞれ意見陳述を行いました。

意見陳述を行う前に，弁護団事務局長の関夕三郎弁護士から，国の代理人が用意した意見陳述の資料が，決められた時間内では到底終わらない量であること，また国の書面に裁判所の誤解を生むような不適切な記載があることについて，鋭い指摘がありました。

原告側からはまず，原告の代表が意見陳述を行いました。

避難してから７年以上経った今も夫と週末しか一緒に過ごすことができないこと，二女が避難に伴い大学を中退して就職活動に苦労していること，福島の家で孫たちが訪ねてくるのを迎えるという夢はもう叶わないであろうことについて切々と訴えました。そして，福島での生活や家族の未来を返してほしい，それができないのであれば，失った支えを取り戻すためにできる限りのことをしてほしいと述べました。

原告の代表の意見陳述は非常に心に響くもので，弁護団が裁判をしているのは，原告の方たちの損害をできる限り回復するためなのだと再確認することができました。

続いて，長谷川弁護士が三つ揃いのスーツに身を包んで意見陳述を行い，国及び東電に原発事故の責任があること，一審判決が認めた原告らに対する賠償額が極めて不十分であったことについて意見を述べました。

責任論について，

①２００２年に地震本部が作成した「長期評価」には高度の信頼性が認められ，これに基づいて試算をして対策を取っていれば本件事故は防ぐことができたこと，

②既往最大の地震・津波を想定すれば足りるとする２００２年「津波評価技術」を拠り所とする被告らの主張が不合理であること，

③国が「長期評価」を決定論として安全対策に取り入れず，確率論において取り扱うとの方針を取ったことが何も対策を行わないに等しいこと，

④主要建屋や重要機器の水密化が実施されていれば本件事故は回避できたのであり，そのような対策を行うべきであったことを陳述。

損害論については，一審判決の認定した損害額が低廉にすぎると批判し，本件訴訟が原告らの精神的苦痛に見合った正当な賠償がなされることを求めて提起したものであることを改めて主張しました。

これに対して，国側からパワーポイントを使ったプレゼンテーションがありましたが，関事務局長の指摘を受けた結果なのか，非常に早口で分かりにくい意見陳述となりました。

国は，国が東電に対して規制権限を行使しなかったことが国賠上違法であるといえるか否かを審理するにあたってのポイントは，①作為義務が生じる予見可能性の有無と②結果回避可能性の有無であると主張しました。そして，①について，長期評価の知見を確率論的安全評価に取り込んで考えたことが著しく合理性を欠くとはいえないと述べ，②について，長期評価の知見に基づいて試算した津波を防ぐことができる防潮堤・防波堤等を設置したとしても，今回の津波を防ぐことはできなかったと述べました。

３　報告集会

裁判終了後に，全日通会館の会議室で報告集会を行い，意見陳述についての報告，今後の進行についての説明を行いました。

今回も会場いっぱいの参加者で，各地の弁護団の先生方，原告団の代表の方々，支援者の皆様にお集まりいただきました。ありがとうございました。

４　今後の進行

次回第４回口頭弁論期日は，１２月１３日（木）午後１時３０分から東京高等裁判所で開かれ，今村文彦氏の証人尋問を行う予定です。

今村氏は，津波工学の専門家であって，地震学の専門家ではありません。また，東電に対し「長期評価を踏まえた津波対策は考えなくてもよい」とアドバイスした人物であり，中立な第三者とはいえません。

控訴審の最大の山場を迎えます。引き続きご支援，ご指導のほどよろしくお願いいたします。

次回・第４回口頭弁論は今村氏証人尋問

■１２月１３日（木）１３時３０分開廷
■東京高裁１０１号法廷（１階）

※傍聴の抽選が裁判所入口横の「交付所」で行われます。
１３時過ぎには締め切られますので早めにお越し下さい。
※裁判終了後、近くの会場で報告集会を行いますのでご参加願います。

次次回・第５回口頭弁論は、３月７日（木）１３時３０分開廷

■群馬をはじめ全国約３０ヶ所で１万人を超える原告が、地元や避難した先の地方裁判所に原発事故の被害について損害賠償を求める民事裁判を起こしました。この他に、東電旧経営陣の「業務上過失致死傷罪」が問われている刑事裁判が、東京地裁で同時進行しています。国・東電の責任を追及する上で、重要な証言が行われています。長谷川弁護士が刑事裁判の現状について説明します。

＜東電役員に対する刑事裁判も山場＞ 現場社員は「長期評価」をもとに 津波対策を考えていたが、 経営陣がストップをかけた!?と証言

（群馬弁護団事務局次長）弁護士　長谷川 亮輔

長谷川弁護士

福島第１原子力発電所事故を巡り、業務上過失致死傷罪で東京電力の旧経営陣3人が強制起訴され、昨年６月に東京地方裁判所で公判が始まって約1年半が過ぎました。

この刑事裁判でも、福島第１原子力発電所に巨大津波が押し寄せることを予見できたか、有効な対策を取って事故を防止することができたか、が争点であり、損害賠償請求訴訟（民事裁判）と共通しています。そして、刑事裁判では、東電の旧経営陣の過失の有無がまさに正面から審理の対象となっています。

刑事裁判では、今年2月から10月上旬まで証人尋問が続き、津波対策担当の東電社員やグループ会社社員、地震・津波の専門家、国の審査官らが出廷、証言をしています。報道や刑事裁判の弁護団からの情報によれば、刑事裁判には、民事裁判では現れていない証拠や証言も出ているようです。

そこで、今回は、東電の旧経営陣の刑事裁判のご紹介と、民事裁判との関係について述べさせていただきます（なお、証言の内容は報道によっています。）

三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について

平成14年7月31日
地震調査研究推進本部
地震調査委員会

＜証拠として提出した「長期評価」書面の表題＞

刑事裁判のポイントも、政府の地震調査研究推進本部が２００２年に策定した「長期評価」です。この長期評価では、太平洋側の日本海溝沿いのどこでも巨大な津波を伴う地震が発生しうると指摘し、その確率は今後３０年間で２０パーセントとしていました。しかし、東電の旧経営陣３人は、長期評価は信頼性が低く、直ちに対策をとるまでの知見ではなかった、として無罪を主張しています。

まず証人で注目されたのは、４月に証言した津波対策を担当する「土木調査グループ」に所属していた東電社員です。この社員は、長期評価について「権威ある組織の評価結果であることなどから、想定の見直しに取り入れるべきだと思った。」と証言しました。そして、この見解をもとに、事故の３年ほど前の平成２０年６月に、福島第１原発にも巨大な津波が来るという想定を当時の武藤副社長に報告したものの、７月になって武藤副社長から、さらに時間をかけて土木学会に検討を依頼するという方針を告げられたと説明しました。この時の心境について、社員は「津波対策を進めていくと思っていたので、予想外で力が抜けた」と証言しています。後に出廷した別の２人の東電社員も長期評価について「著名な研究者らが集まった国の組織の見解であり、これを取り入れずに福島第一原発の安全審査が妥当と評価されることは難しいと思っていた」と、対策に取り入れるべきとの意見を持っていたと証言しています。現場の担当者は、長期評価を取り入れた津波対策の必要性を感じていたのです。

ただし、想定に基づいて対策をとっていれば、原発事故を防ぐことができたかについては、東電社員らは「福島第一原発に実際に襲来した津波は、想定していた津波と全く異なっていた」などと証言しました。

原発事故は防ぐ事ができた

東電の刑事裁判とは

2011年3月11日の原発事故に対して、東電の刑事責任を問う為に約1万5千人が集団で刑事告訴しました。

検察庁は容疑者全員を不起訴処分としました。検察審査会で審査した結果、起訴相当の議決が出されましたが、検察庁は再度不起訴としました。その後、検察審査会が「起訴すべき」との議決を発表し、元幹部の３人が強制起訴されることになりました。幹部３人は、勝俣元会長、武藤・武黒両元副社長で、問われている罪は業務上過失致死傷罪です。

検察官役の指定弁護士が元役員を起訴し、2017年6月30日から刑事裁判が始まりました。

島崎邦彦氏（元原子力規制委員会委員長代理）が証言

「長期評価に基づいて対策をとっていれば、原発事故は起きなかった」

刑事裁判には、地震・津波の専門家として、これまでに地震学の島崎邦彦氏、都司嘉宣氏、松澤暢氏、津波工学の今村文彦氏と首藤伸夫氏、原子力工学の岡本孝司氏らが出廷しました。

地震本部の長期評価部会長として長期評価を取りまとめた島崎氏は「長期評価の信頼性には異論はなかった」「長期評価に基づいて対策をとっていれば、原発事故は起きなかった」と証言しました。都司氏も長期評価の信頼性を肯定しました。

一方、今村氏は、長期評価について「根拠がなく違和感を覚えた」「専門家の間でも意見は分かれていた」と証言しました。今村氏は、長期評価が発表された６年後の平成２０年２月、東電社員から長期評価を津波対策に取り入れるべきか相談を受けました。相談に対して今村氏は「福島沖でも大地震が起きることは否定できないので、考慮すべきだ」と答えました。ところが今村氏は、今回の刑事裁判の証言で、この発言につき「国の機関の発表なので無視すべきではないから、検討は進めるべきという意味であり、直ちに対策をとるべきという意味ではなかった」と、直ちに対策に踏み出すまでの信頼性はなかったと言っています。首藤氏も、直ちに対策せず土木学会の検討を依頼する方針は妥当と証言し、松澤氏も長期評価に疑問を呈しました。

このように刑事裁判においても、長期評価の信頼性について専門家の意見は分かれています。

10月25日現在、経営陣３人の被告人質問が順次行われており、年度内に判決が下されるとの話もあります。

刑事裁判に出廷した専門家らの意見書は、群馬の民事裁判でも証拠として提出されていますが、刑事裁判には、捜査権により収集された膨大な証拠が提出されており、新たな事実も判明しています。引き続き刑事裁判の行方を注視していきたいと思います。

さて、全国の民事裁判では長期評価の信頼性が認められ、津波による原発事故は予見が可能であったとして、国と東電の責任を認定する判決が続いています。

そこで、国は、群馬訴訟の控訴審において、長期評価の信頼性に否定的な今村氏の証人尋問を行うよう求め、12月13日に今村氏の証人尋問が行われます。

今村氏の証人尋問は、控訴審における責任論の天王山です。

群馬弁護団では、従前から山形、新潟、埼玉の４県で協力して裁判を戦ってまいりましたが、今村証人尋問については、控訴審を戦っている生業弁護団、千葉弁護団と対策チームを結成しました。

また、効果的な尋問を行うためには、刑事裁判における今村氏の証言を事前に検討しておくことが不可欠です。そこで、群馬訴訟の控訴審では、進行中の刑事裁判における今村氏の証言記録を取り寄せる異例の手続が行われました。

当弁護団は、今村氏の証人尋問にも万全の体制で臨みます。12月13日には皆様のご支援の程よろしくお願いいたします。